# 森林環境譲与税を活用する森林整備に係る基本方針

自　令和　２年　４月　１日
計画期間
至　令和１１年　３月３１日

今　　金　　町

# 森林環境譲与税を活用する森林整備に係る基本方針

今　金　町

## 1　現状と課題

今金町の民有林面積は１８，５９８haで、その内訳は町有林１，３０１ha、その他の一般民有林は１７，２９７haとなっております。うち、人工林は６，４７１haで約３５％であり、林齢構成では３５年生以下の若い林分が約３割で今後保育、間伐を適正に実施していくことが重要であるが、整備の必要な森林量に対し、造林補助金が十分に配分されていないのが現状である。

その一方、森林所有者の森林経営に対する意識の低下により２１８名、１，３６０haの人工林で整備の遅れがあると見受けられ、今後の整備に対する意思確認を要する。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や民有林整備事業への支援などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷や森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化などから、整備が行き届かない森林の増加が懸念されている。このため、町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ、効率的に進める。

## 2　基本的な考え方

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は６割（全国：３割）を占めており、計画的な森林の整備が進められているが、新たな森林経営管理制度の創設により、森林所有者に適切な森林管理を促すため責務が明確化され、整備が遅れていると思われる森林に対して優先的に森林環境譲与税を活用することとする。

森林整備が停滞している森林所有者に対し意向調査を年次計画で実施し、今後保育、間伐を希望する者には、先ず、森林経営計画を樹立し意欲のある林業経営体への管理委託を推奨し、それに係る事業費に投入することとする。また、当該譲与税の使途として、①人材育成・担い手確保、②木材利用の促進、③普及啓発等のメニューがあるが、当面は森林整備を最優先し令和１１年度までは①～③の使途に供しないものとする。

（なお、上記の「意欲のある森林経営体」とは、町内の民有林を総括的に整備している今金町森林組合とし、一個人及び一企業（自社山林整備のため

森林経営計画を樹立している企業を含む）は除くものとする。）

更に、すでに森林経営計画を樹立している森林所有者が、保育、間伐の必要な林分に達しながら、造林補助金の不足等により整備が滞っている小班を計画的に事業遂行するために「今金町私有林等整備事業実施要領（別紙様式）」を策定し、森林環境譲与税を活用した整備を推進する。

3　具体的な取組

保育、間伐は１０年間で毎年林小班を定め一定の事業量を遂行し、間伐材搬出に必要な作業路の整備、補修も森林所有者の要望を元に、年次計画で実施する。

また、意向調査により保育、間伐を希望する者には、森林経営計画樹立者と併せ、毎年その整備事業に追加して実施するものとする。

4　その他

別紙のとおり

# 森林環境譲与税を活用する森林整備に係る基本方針

別紙

◎一般民有林の現状と課題

| | |
|---|---|
| ・若い人工林が多いが、整備に係る造林補助金が十分ではない | ・森林経営に対する意欲が低下している森林所有者が増加 |
| ・造林補助金を補完する制度が必要 | ・新たな森林管理制度により、森林所有者の責務が明確化 |

※未整備森林を解消し、森林の有する水源涵養・災害防止機能を発揮するため森林環境譲与税が全国の市町村に交付されることとなった。

◎今後の今金町の一般民有林整備に値する考え方

・整備が遅れていると思われる森林所有者 ⇒ ・年次計画で意向調査を実施 ⇒ ・今後保育、間伐等を希望する森林所有者には森林経営計画を樹立し「意欲ある林業事業体」への管理委託を推奨する。**その事業費は、造林補助金を活用する。**

※「意欲ある林業事業体」は、一企業・一個人ではなく、地域の森林を包括的に管理している事業体とする。

・造林補助金の不足等により整備が停滞している森林所有者 ⇒ **・森林環境譲与税を活用し、年次計画で保育、間伐等の森林整備をすすめる。**

◎森林環境譲与税の使途

| 区分 | 事業内容 |
|---|---|
| **森林整備の推進** | **保育（除伐含む）** |
| | **間伐** |
| | **風倒木整理** |
| | **森林作業道の開設・補修** |
| 人材育成・担い手確保 | 地域林政アドバイザー制度の活用 |
| | 新たに就業を希望する人材に対する林業の定着支援 |
| | 就業を希望する人材の研修、研修機材の整備 |
| | 林業就業者の労働安全装備への補助 |
| 木材利用の促進 | 公共建築物等における地域材の利用促進 |
| | 木質バイオマスエネルギーの利用促進 |
| 普及啓発 | 森林環境教育、木育活動、植樹活動の実施 |

左記の事業の内、令和１１年度までは、「森林整備の推進」に係る事業に優先的に取り組む